

平成 17 年 6 月 13 日

平成 18 年度「再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法」一部改定について

財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 改定の主旨

- (1) 再商品化事業者の効率的な入札選定に必要な所要の改定を行なった。
- (2) プラスチックについては、各再商品化手法の標準コストの設定を予定しており、そのことをあらかじめ告知するとともに、12 月の入札説明会にて提示する旨明記した。
- (3) 保管施設ごとの落札状況について、平成 18 年 4 月頃に協会ホームページにて公表する旨明記した。

2. 具体的改定部分

- (1) 選定方法第 2 項（落札可能量）
各再生処理事業者の査定能力について、平成 17 年 12 月末日までに通知することを明確化。
- (2) 選定方法第 4 項（入札価格が同一の場合の取扱い）* プラスチックは第 5 項
事業部ごとに異なっていた優先基準を、4 事業部共通で第一優先項目を「再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと」に統一した。
- (3) 選定方法第 5 項（個々の再商品化事業者の一番札が落札可能量を超える場合の取扱い）* プラスチックは第 6 項
各事業部共通の優先順位 を設定した。
- (4) 選定方法第 7 項 * プラスチックは第 8 項
社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の場合の取扱いを明文化した。
- (5) プラスチック製容器包装については、
本年、各再商品化手法の標準コストの設定を検討することとしており、その運用方法も併せて、12 月の入札説明会にて提示する旨、新規に追加した。
- (6) 選定結果の連絡方法について、
18 年度分から、全面的にオンラインによる手続きに移行することに伴い、電子メールによる落札結果連絡とする旨記すとともに、保管施設ごとの落札状況について平成 18 年 4 月頃の協会ホームページにて公表する旨、明記した。

以 上

平成 17 年 7 月 1 日

財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成 18 年度ガラスびんの再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

．再商品化事業者の選定方法

1．入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設 1 分別基準適合物について 1 再商品化事業者落札とする。

2．再商品化事業者の落札可能量

再生処理施設の稼働能力、再商品化製品利用事業者の引き取り同意書の数量、協会査定の販売能力等により、再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 17 年 12 月末日までに当該再生処理事業者に通知する。

3．落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

4．入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記 の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

再商品化製品の販売価格が最も高いこと。

5．個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記 の優先順位で落札保管施設を決定する。

入札事業者が単数の保管施設

落札価格の安い保管施設

落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設

(ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。)

6. 第5項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い
当初の一番札を除外した上で、第4項および第5項を適用する。この場合、第5項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
 7. 入札事業者が単数の保管施設等の一番札が、著しく不合理な価格で社会通念上問題とされる場合には、当該事業者へその旨通知のうえ落札を留保し、あらためて第8項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。
 8. 入札事業者がなかった保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、落札可能量、価格等を勘案のうえ、随意契約（指名入札等）により落札事業者を決定する（ただし、対象量が多量で上記手順が不相当と判断される場合には、別途方法を決定する）。
- . 選定結果の連絡方法
- 選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。（再生処理事業者宛）
- なお、保管施設ごとの落札状況については、平成18年4月頃に当協会のホームページにて公表します。

以上

平成 17 年 7 月 1 日

財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成 18 年度 P E T ボトルの再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

．再商品化事業者の選定方法

1．入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設について 1 再商品化事業者落札とする。

2．再商品化事業者の落札可能量

再生処理施設の査定能力から入札時に申告される当協会委託外の再生処理計画量を減算した量を再商品化事業者の落札可能量とする。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 17 年 12 月末日までに当該再生処理事業者に通知します。

3．落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

ただし、同一保管施設において、モノマー化により飲料用ペットボトル原料へ再商品化する事業者（B to B 事業者）とフレーク又はペレットへ再商品化する事業者（マテリアル事業者）が競合した場合は、双方の入札価格の千円未満を四捨五入した価格を比較することとし、その際、B to B 事業者とマテリアル事業者が同じ価格で、かつ、それらが最も安い価格と認められた場合は、B to B 事業者を落札事業者とする。

なお、その場合においても、容リ協会が委託する再商品化委託価格については、当初の入札価格（四捨五入前の金額）とする。

4．入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記 の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

再商品化率が最も高いこと。

当該保管施設について、再商品化に関する契約実績があること。契約実績がある事業者間の比較になる場合には、最も近い年度の契約実績があること。

5. 個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い
個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記の優先順位で落札保管施設を決定する。
入札事業者が単数の保管施設
落札価格の安い保管施設
落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設
(ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。)
 6. 第5項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い
当初の一番札を除外した上で、第4項および第5項を適用する。この場合、第5項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
 7. 入札事業者が単数の保管施設等の一番札が、著しく不合理な価格で社会通念上問題とされる場合には、当該事業者へその旨通知のうえ落札を留保し、あらためて第8項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。
 8. 入札事業者がなかった保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、随意契約(指名入札等)により落札事業者を決定する。(ただし、対象量が多量で上記手順が不相当と判断される場合には、別途方法を決定する。)
- . 選定結果の連絡方法
選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。(再生処理事業者宛)
なお、保管施設ごとの落札状況については、平成18年4月ごろに当協会のホームページにて公表します。

以上

平成 17 年 7 月 1 日

財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成 18 年度プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法 および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

1. 再商品化事業者の選定方法

1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設について 1 再商品化事業者落札とする。

ただし、引取申込量の多い保管施設は、複数の再商品化事業者が落札する場合もある。

2. 再商品化事業者の落札可能量

ジョイントグループを形成する再生処理事業者の施設の能力、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、再商品化製品利用事業者の引取同意量、等により再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 17 年 12 月末日までに当該再生処理事業者に通知します。

3. 落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

4. 再商品化手法による優先順位

入札は、すべての再商品化事業者について同時に行うが、選定に当たっては、保管施設毎に応札した事業者のうち入札価格が最も安い材料リサイクル事業者を第一落札者とする。なお、第一落札者の落札量が当該保管施設の引取り申込量を下回った場合には、落札されなかった量について、第一落札者以外の材料リサイクル事業者を含めた全手法で応札している事業者から、前項の方法により落札事業者を決定する。

5. 入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記 の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

再商品化製品の販売価格が最も高いこと。

収率が高いこと。

6. 個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い
個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記の優先順位で落札保管施設を決定する。
入札事業者が単数の保管施設
落札価格の安い保管施設
落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設
(ただし、当該事業者の落札可能量に出来るだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。)
7. 第6項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い
当初の一番札を除外した上で、第5項、第6項を適用する。この場合、第6項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
8. 入札事業者が単数の保管施設等の一番札が、著しく不合理な価格で社会通念上問題とされる場合には、当該事業者へその旨通知のうえ落札を留保し、あらためて第9項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。
9. 入札事業者がなかった保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、随意契約(指名入札等)により落札事業者を決定する。(ただし、対象量が多量で上記手順が不相当と判断される場合には、別途方法を決定する)
10. 各再商品化手法の標準コストの設定と運用方法については、12月の入札説明会にて提示する。

・選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。(再生処理事業者宛)

なお、保管施設ごとの落札状況については、平成18年4月ごろに当協会のホームページにて公表します。

以上

平成 17 年 7 月 1 日

財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成 18 年度紙製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

．再商品化事業者の選定方法

1．入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設について 1 再商品化事業者（ジョイントグループ）落札とする。

2．再商品化事業者の落札可能量

ジョイントグループを形成する再生処理事業者の 施設の能力、古紙、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、再商品化製品利用事業者の引取同意量、等により再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 17 年 12 月末日までに当該再生処理事業者に通知します。

3．落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

4．入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記 の優先順位で入札条件を比較し、落札者を決定する。

再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

製紙原料化と古紙ボード等の製造を行う材料リサイクルの比率が最も高いこと。

5．個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記 の優先順位で落札保管施設を決定する。

入札事業者が単数の保管施設

落札価格の安い保管施設

落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設

（ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。）

6. 第5項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い
当初の一番札を除外した上で、第4項、第5項を適用する。この場合、第5項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
 7. 入札事業者が単数の保管施設等の一番札が、著しく不合理な価格で社会通念上問題とされる場合には、当該事業者へその旨通知のうえ落札を留保し、あらためて第8項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。
 8. 入札事業者がなかった保管施設、重複入札等の理由で欠格札となり選定対象事業者のない保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、随意契約(指名入札等)により落札事業者を決定する。(ただし、対象量が多量で上記手順が不相当と判断される場合には、別途方法を決定する。)
- . 選定結果の連絡方法
- 選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。(代表事業者宛)
- なお、保管施設ごとの落札状況については、平成18年4月頃に当協会のホームページにて公表します。

以上